

まちなか定住促進事業補助金の手引き

1. 事業の内容について

株式会社まちづくり飛騨高山（以下、まちづくり会社という）は、**中心市街地へ移住するため**、自己居住用の住宅の新築、取得、改修をしようとする者に対し、工事や取得等に要する費用の一部を補助します。

2. 補助対象となる経費

- ①設計及び管理委託費
- ②整地費
- ③住宅の新築又は改修に要する費用
- ④住宅の取得に要する費用
- ⑤その他まちづくり会社が認めるもの

※土地購入費は除く。

※消費税は除く

3. 補助率及び補助の額

- ① 市内移住（高山市の中心市街地外から中心市街地に移住する場合）

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修 取得	対象経費の1/2	1,000千円	

- ② 市外移住（高山市外から中心市街地に移住する場合）

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修 取得	対象経費の1/2	1,500千円	

- ③ 居住者がいる住宅に移住する場合（市内移住・市外移住関係なく）

区分	補助率	上限額	備考
新築 改修	—	30万円	補助対象経費が300万円以上のものに限る

※居住者がいる住宅を取り壊し、同場所に新築する場合も「③居住者がいる住宅」に該当します。

4. 補助対象者の要件（下記要件全てを満たす者）

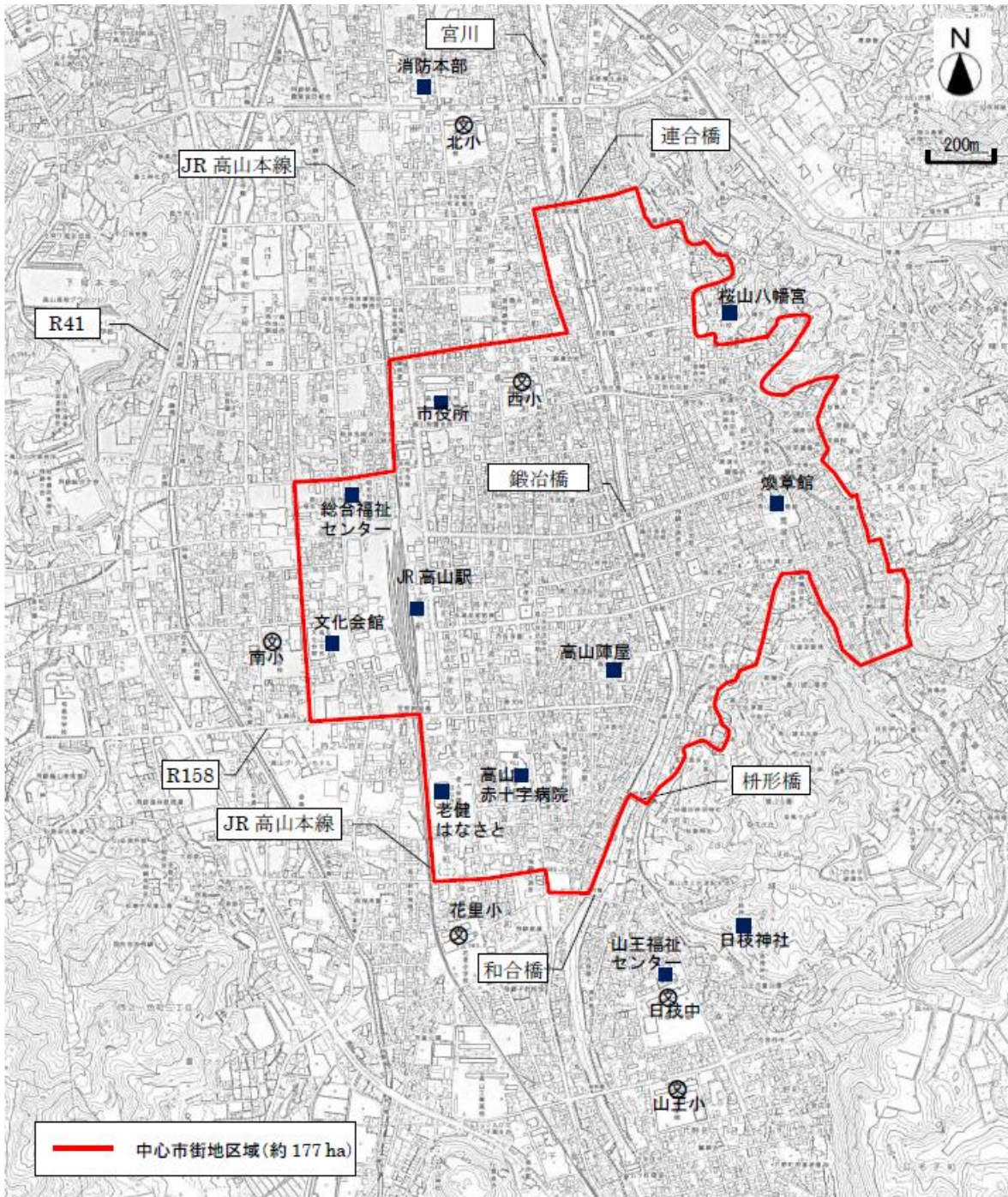
自己居住用の住宅を新築、取得、改修しようとする者で、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

	要 件
①	当該住宅に移住する者があること
②	申請者及び移住する者は、当該事業完了後、5年以上継続して当該住宅に定住する意思のある者
③	地域住民との交流を積極的に図る意思のある者
④	取得する住宅は、過去に住宅として利用されたことのある一戸建て住宅であること。（建売住宅は対象外）
⑤	高山市の飛騨高山ふるさと暮らし・移住促進事業補助金及びまちなか居住促進事業補助金の交付を受けていないこと。
⑥	この要綱の規定によりまちなか定住促進事業の補助金の交付を既に受けた者でないこと。
⑦	平成27年3月31日時点で中心市街地に住民登録されていないこと。
⑧	虚偽の申請その他不正な手段により中心市街地以外に住民登録をしていないこと。（補助金を受給する目的で故意に中心市街地以外に住民登録をしていないこと）

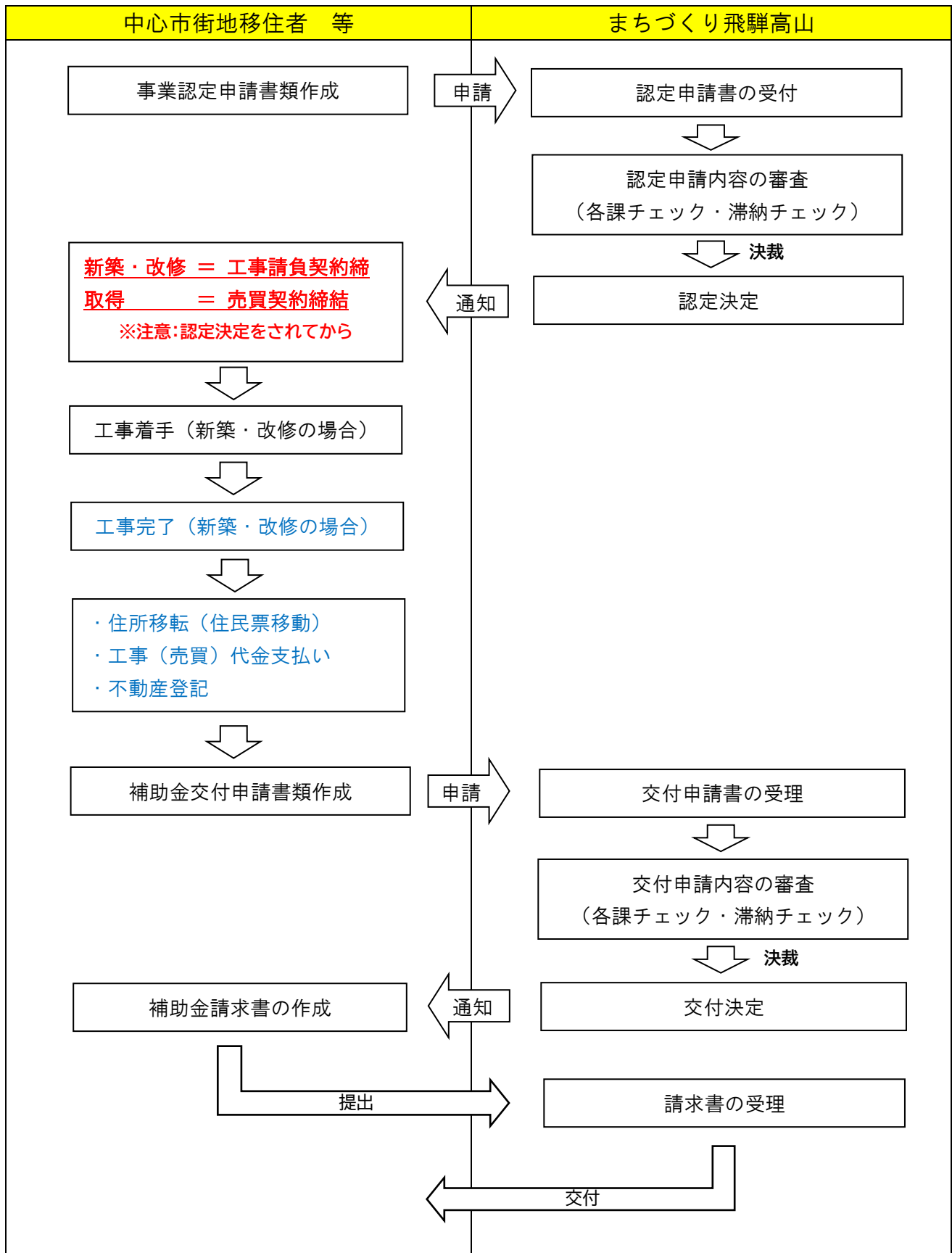
5. 住宅の主な要件

	要 件
①	高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例第2条第1号に基づくまちづくりの方針に適合していること
②	新築又は改修に係る補助対象経費は高山市内に本店、支店又は営業所を有する事業者（個人事業者を含む。）に発注されるものであること
③	高山市の他の補助制度を活用している場合、補助対象経費が重複していないこと
④	この要綱の規定によりまちなか定住促進事業の補助金の交付を既に受けた住宅でないこと

6. 中心市街地の区域



7. 事業の流れについて



8. 事業計画の認定申請について

住宅を新築、取得、改修する場合、**事業に着手する前に**「まちなか定住促進事業計画認定申請書(別記様式第1号)」に下記書類を添付し、**まちづくり会社に事業計画の認定申請を提出**してください。

※認定申請後、まちづくり会社が事業計画書を審査し、認定したときに認定通知書を送付します。

認定通知書を受け取ってから、事業に着手してください。

<添付書類>

提出図書等	特に記載を必要とする内容
見積書	補助対象経費の内訳の分かる見積書
付近見取図	方位、道路及び目標となる建物等
求積図・求積表 ※住宅と併用する店舗、事務所等その他これに類する用途の工事を併せて行う場合のみ	延べ床面積、各用途の床面積、求積図、求積表
建物各階の平面図	方位、縮尺、寸法、間取り、各室の用途 開口部、防火戸、外壁の構造、諸設備の取り付け位置
建物の色彩立面図 ※屋根、外壁、軒天の工事を行う場合のみ	マンセル値を記入
写真	新築の場合は建設予定地及び周辺の写真、住宅の取得又は改修する場合は住宅の外観及び工事する個所の写真
住民票	認定申請時点での住民票

<事業計画の認定の基準>

内容	項目	指 針
全 般		(ア) 高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例第2条第1号に基づくまちづくりの方針に適合していること。 (イ) 新築又は改修に係る補助対象経費は市内に本店、支店又は営業所を有する事業者（個人事業者を含む。）に発注されるものであること。 (ウ) 他の補助制度を活用している場合、補助対象経費が重複していないこと。 (エ) この要綱の規定によりまちなか定住促進事業の補助金の交付を既に受けた住宅でないこと。
規 格	適切な室構成	台所、水洗便所及び居室を備えていること。
併用施設	用途・規模	店舗、事務所等その他これに類する用途が住宅と併用する建築物については、その用途が住宅又は周辺の居住者に風紀上、安全上及び衛生上又は生活環境を維持する上で悪影響を及ぼすおそれのないものとする。